（資料）

（第一類　第七号）

第百四十一回国会
衆議院

厚生委員会議録第五号

平成九年十一月二十六日（水曜日）
午前十時二分開議

出席委員

委員長　金子一義君
理事　佐藤剛男君　理事　塩崎恭久君
理事　長勢甚遠君　理事　根本匠君
理事　岡田克也君　理事　山本孝史君
理事　金田誠一君　理事　堀込征雄君
江渡聡徳君　池田行彦君
大村秀章君　鈴木俊一君
桜井郁三君　鈴木宗男君
田村憲久君　戸井田徹君
能勢和子君　原田義昭君
桧田仁君　堀之内久男君
松本純君　山下徳夫君
青山二三君　大口善徳君
板口力君　福島豊君
倉田栄喜君　矢上雅義君
古田圭一君　赤津孝夫君
宮路和明君　石毛鎮子君
中馬弘毅君　中川智子君
土肥隆一君　山本幸三君

出席国務大臣

厚生大臣　小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官　原田義昭君
厚生大臣官房長　近藤純五郎君
厚生大臣官房総務審議官　田中耕太郎君
厚生省低炭素政策局長　谷修一君
厚生省保健医療局長　小林秀資君
厚生省生活衛生局長　小野昭雄君
厚生省医薬安全局長　中西明典君
厚生省保険局長　高木俊明君

委員外の出席者

環境庁企画調整局環境保健部長　中島正裕君
文部省初等中等教育局特殊教育課長　荒野裕一君
文部省体育局体育課長　玉井日出夫君
厚生大臣官房障害保健福祉部長　篠崎英夫君
厚生省老人保健福祉局長　市川博君

委員の異動

十一月二十六日
辞任　補欠選任
安倍晋三君　原田憲君
同日
辞任　補欠選任
原田憲君　安倍晋三君

十一月二十五日
「中小自営業者等婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願（北橋健治君紹介）（第六七五号）
同（辻元清美君紹介）（第七五二号）
同（土井たか子君紹介）（第七五三号）
同（藤木洋子君紹介）（第七五四号）
同（石井郁子君紹介）（第八〇一号）
同（末島日出夫君紹介）（第八〇二号）
医療保険制度の改悪反対、医療充実に関する請願（矢島恒夫君紹介）（第六九〇号）
介護保険法案の抜本的修正に関する請願（駒田萌生君紹介）（第六九一号）
同（志位和夫君紹介）（第六九二号）
同（松本善明君紹介）（第六九三号）
同（原田憲君紹介）（第七二二号）
公的介護保険制度の早期確立に関する請願（古堅実吉君紹介）（第六九四号）
子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願（佐藤茂樹君紹介）（第七二一号）
同（藤江田万里君紹介）（第七五一号）
同（藤江田万里君紹介）（第七七九号）
同（藤山雄司君紹介）（第八〇〇号）
児童を性的に搾取する行為を禁止するための児童福祉法第三十四条の改正に関する請願（土井たか子君紹介）（第七四九号）
遺伝子組換え食品の安全性確保に関する請願（福田スミ君紹介）（第七五〇号）
は本委員会に付託された。

十一月二十六日
医療制度の充実に関する陳情書外二件（岩手県胆沢郡胆沢町南都田字加賀谷地二七〇胆沢町議会内千葉和男外三名）（第七一号）
地域医療保健、福祉対策の推進に関する陳情書外二件（仙台市青葉区上杉一の二の三佐藤雄吉郎外三名）（第七二号）
社会福祉対策の充実強化に関する陳情書外一件（水戸市三の九一の四の五〇斎藤和夫外二名）（第七三号）
国立ハンセン病療養所の医師、福祉の改善等に関する陳情書（東京都瑞穂村山市平町一の二の三綿貫一郎）（第七四号）
国民のための公的介護保険制度の確立に関する陳情書外一件（那覇市泉崎一の一の一部森市議会内安里安明外一名）（第七五号）
増税抜の増員・夜勤改善に関する陳情書（徳島県麻植郡川島町大字赤村八〇三川島町議会内住友順二）（第七六号）
陸軍出血性大腸菌による食中毒の発症防止対策の推進に関する陳情書（広島市中区袋町一〇の五二広島県議会内檜山欽志）（第七七号）
遺伝子組換え食品の安全性等に関する陳情書外八件（名古屋市中区三の九三の一の二受田高徳会内大見忠胡外八名）（第七八号）
遺伝子組換え食品の輸入禁止等に関する陳情書（新潟県生駒郡平群町吉新一の一の一平群町議会内北川義一）（第七九号）
世界保健機関神戸センターの恒常支援に関する陳情書（大阪市中央区平町橋二の八大西正文）（第八〇号）
公的年金受給者現況届の改善に関する陳情書（山口市大手町九の一一杉原記義）（第八一号）
児童扶養手当と公的年金の併給に係る制度改善に関する陳情書（山口市大手町九の一一杉原記義）（第八二号）
放課後児童対策事業の法制化に関する陳情書（佐賀市城内一の一の五九佐賀県議会内宮原岩敬）（第八三号）
少子化対策の充実等に関する陳情書外二件（鳥取市末町一の二二〇鳥取県議会内藤井信三外二名）（第八四号）
子供の虐待的性的搾取撤廃に関する陳情書（奈良市登大路町三〇奈良県議会内福田守男）（第八五号）
ダイオキシン対策への特別な財政措置に関する陳情書外四件（宮城県古川市七日町一の一古川市議会内今野宗福外四名）（第八六号）
広域廃棄物の処理対策の推進等に関する陳情書（大阪市天王寺区東上町八の三四磯村隆文）（第

まして、研修終了時の講習及び認定試験は中止したところでございます。

○中桐委員　通信教育というような形のものになったということなんですが、先ほどの国際エステ連盟などの基準、取り組みを含めて、さらにこの点については再検討していただいて、十分な指導を厚生省として行っていただきたいというふうに思います。

さて、時間がございませんので、その次に参りたいわけでございますが、このエステティックサロンで行われている電気脱毛の問題について、これは極めて位置づけが不明確といいますか、これが医師法に違反するという見解がこれまで出されておるわけですが、この見解にもし変わりがないとしますと、これから行っていく、業界の技術レベルの向上ということのために行う研修制度、この研修制度の中に電気脱毛という項目が入りますと、医師法違反との判断をしている厚生省通知との整合性が問題になるということになるわけでございますが、この点について、どのように厚生省としては今後対処されていかれるのか。

また、この点について、医師法違反であるということになりますと非常に問題が複雑になってまいりますので、新たに、これは国家資格かどうかは別ですが、つまり、国際エステ連盟等がつくっている自主的な資格等のことも勘案しながら、しかし、いずれにしてもレベルアップをするための何らかの取り組みが必要である。具体的に言えば、国家資格ということであれば、そういう資格法あるいは業法というふうなものを設定することによって何らかのレベルアップを図る必要があると思うわけでございますが、これらの点について、厚生省の御見解を伺いたいと思います。

○小野(昭)政府委員　昭和五十九年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものでございます。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭和五十九年当時と現在のものでは、その機器が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えば昭和五十九年当時は通電量のメーターがございませんでしたが、現在はございます。それから、一回の通電時間が六十秒から百八十秒かかっていたわけでございますが、現在は七、八秒でございます。それから、針の反復使用は、五十九年当時は反復使用いたしておりましたが、現在は使い捨てでございますし、一回に挿入する針の数も十六本から一本というふうに減ってきております。

そういった状況がございまして、最近の電気脱毛機器につきましてはそういう性能の向上があるということもございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。昭和五十九年以降、医師法違反の容疑で摘発しました四つの事例はいずれも起訴されていないというようなこともございます。そういった状況を踏まえますと、現在では、一律に取り締まりの対象とすることは難しいと考えております。

しかしながら、先生御指摘にございましたように、日本エステティック研究財団が講習を始めたことにつきましては、現状を少しでも改善をいたしまして、利用者の安全を高めようという取り組みであることから、直ちに中止させなければならないという性格のものとは考えておりません。

それから、業法その他の考えはという御指摘でございますが、医師法違反によります取り締まりが困難だというふうな現実にかんがみますと、御指摘のような資格法あるいは業法を制定いたしまして、これによりまして規制を行うことは一つの方法であろうと考えております。

しかしながら、過去の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、資格制度の新設を厳に抑制すべきであるとされておりまして、行政改革の視点からは、新たな資格法あるいは業法を制定することは現実的でないと考えておりますし、また、関係省が非常にたくさんおりますので、その調整を行うことは非常に時間を要するということで、現時点では非常に困難であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、業界がその技術レベルを向上させるという自主的な取り組みをさらに積極的に進めるということは意味があるものと考えておりまして、御指摘の点も踏まえ、よく検討したいと考えております。

○中桐委員　非常に複雑な問題というか、それにさらに、いわゆる資格をどんどんつくっていくということについても必ずしもそれでいいというふうにも私も思わないところでございまして、この点につきましては、さらに検討していただきたいと思います。

しかし、いずれにいたしましても、このエステティック業界の中で業界団体に加入している率が約一割と、この前消費者問題特別委員会で通産省がお答えになっていたと思うんですが、そうしますと、業界そのもののリーダーシップを発揮しましても一割にしか影響が出ないということでございまして、かなり問題は深刻ではないか。

先ほどの苦情の件数が年々増加をしておりまして、今年度も、まだ半期でございますが、ほぼ同じような件数が上がってきている。その中にはサービスの質の問題も含めて出てきているということでございまして、この点につきまして、やはり業界がもっと広く、エステティック業界にかかわっている、そういう業務をしているところをカバー率をどんどん上げて、そして、かつレベルの高いカリキュラムを組み、技術研修、理論研修、理論学習、そして業務の適正な運営というふうなものについて、どうしてもこれは急いでやる必要があるというふうに私は思うわけでございます。

そこで今後、一つは医師法との整合性をどのように図るのかという問題、そして、特に急がれる業界の技術水準の向上、こういう点につきまして大臣としてはどのようにお考えなのか、今後の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○小泉国務大臣　今政府委員から答弁いたしましたように、この問題についてはいろいろ難しい点もあると思いますが、消費者も気をつけてもらわないといけないと思うのです。

業界といっても、業者はたくさんいる。その水準も大違いだ。中にはいいかげんなものもあるかもしれませんし、問題のないところもあるかもしれませんが、この点について、電気脱毛器について今お医者さんでなくても販売を出さないでできるような機械なり技術が発達しているというふうにもあると思います。いわゆる性能が向上しているようでありますが、この点について、一律にこれを取り締まりの対象にするというのがなかなか難しいようであります。

一方、電気脱毛についてはいろいろ消費者から健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるためには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることができると思いますが、今後は業界による自主的な取り組みによって技術水準の向上と言葉の適切、妥当が図られるよう、厚生省としても指導をしていく必要があるのではないかというふうに感じております。この点については、よく消費者にも理解してもらう、そして業界にもきちんとした対応をとってもらうような指導が必要だと私は考えております。

○中桐委員　消費者の問題についてどのようにやっていくかということについて、これは情報公開とか何か通ルートとか、そんなものもあるだろうし、それは業界独自でやっていいわけですけれども、そういったことが必要だろうというふうに思いますので、その点については最後につけ加えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○金子委員長　以上で中桐伸五君の質疑は終了いたしました。

次に、瀬古由起子さん。

○瀬古委員　日本共産党の瀬古由起子でございます。

昨年の四月一日にらい予防法が廃止されましてからちょうど一年七か月たちました。この間、私は、全国にあります国立療養所の十五か所のうち